

## 平成30年第2回大川市教育委員会（臨時会）会議録

平成30年2月5日、大川市役所第2委員会室において、平成30年第2回教育委員会（臨時会）を開催した。出席者及び会議の経過並びに結果は次のとおりである。

### 1. 開会及び閉会に関する事項

開会 15時00分

閉会 15時50分

### 2. 出席委員の氏名

教育長 記伊 哲也

委員 貞苺 清

委員 谷川 朋昭

委員 一ノ瀬直子

委員 蔵本美保子

### 3. 欠席委員

なし

### 4. 事務局等の出席者

学校教育課長 下川 慎司

学校教育課主幹 古賀美保理

生涯学習課長 永尾龍之介

学校教育課長補佐 本田 龍雄

生涯学習課長補佐 岡 辰磨

記録者・学校教育課総務係 永島 潤一

### 5. 傍聴者

なし

### 6. 付議案件

審議事項

(1) 議案第2号 統合中学校の校名について

(2) 議案第3号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第4号 大川市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(4) 議案第5号 平成30年度大川市立小・中学校管理職人事昇任候補者の決定について

(5) 議案第6号 平成30年度大川市立小・中学校長及び教頭の異動について

### 7. 教育長の挨拶の要旨

(1) 市PTA連合会との教育懇談会について（1月30日）

学校での防災・安全に関する要望が主な内容であった。以前のようなPTAの委員による要望合戦に終始したように感じる。この点については、今後、改めて考えていかなければならないと思う。本日、午前中に校長会を開催し、防災に関するマニュアルについて尋ねたところ、3ヶ月経過しているにもかかわらず、作成されていない状況であった。参考となるものを示さな

いと、作れないという感じであり、これは良くないと思った。学校は忙しいと思うが、委員会からある程度の指導をしなければならないと感じた。災害に対して学校はそれほど危機感がない。各学校では、PTA関係で10月頃から教育懇談会の議題について話し合われているにもかかわらず、それから3～4ヶ月経って、簡単なマニュアルであるのに、手掛けていなかったことは非常に残念である。川口小学校の事故の二の舞にならないよう、早速、文書を作って指導主事に対応させたいと思う。

(2) 食と農を結ぶ大川・城島・大木地域フォーラムについて（2月4日）

J A福岡大城で、宮前小学校と大溝小学校の5年生が発表した。宮前小学校は千歯抜きを使って作業をした様子や、大溝小学校は大木町ならではの水車を使って、水を田に上げた内容で、大変良い体験発表であった。

(3) 来年度予算の市長査定について

教育費の予算にかかる重点的な要求は、市費による英語教員の配置や英検の費用負担、ALTの増員等である。どの程度の予算が確保できるかは現時点ではわからないが、平成30年度の目玉は英語になると思う。

## 8. 議事の概要

議案第5号及び第6号については、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大川市教育委員会会議規則第18条第1項の規定に基づき、非公開としたい旨、教育長より提案があり、全員一致で非公開となった。

審議事項	(1) 議案第2号 統合中学校の校名について
	質問・意見等なし
《採決》 全員挙手により原案のとおり承認	
審議事項	(2) 議案第3号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
委員	大川小学校と大川桐英中学校は同じ番地になるのか。
事務局	同じである。
教育長	かなりの広さがあるが、同じ番地になるのか。
事務局	一筆ではないが、一体的な土地利用で代表地番を利用することになる。
《採決》 全員挙手により原案のとおり承認	
審議事項	(3) 議案第4号 大川市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について
委員	道海島地区で桐英中学校に近い地域があるが、通学区域の例外的な取扱いはあるか。
事務局	学校区を決めるだけなので、特例の通学については別の要綱を適用している。道海島地区は、基本的には桐薫中学校へ通学することになるが、校区外申請が受

事務局	<p>理されれば桐英中学校への通学が可能となる。</p> <p>道海島地区が文科省の基準である6kmを超えており、校区外就学に関しては現在も通学の負担軽減のための基準があるので、これを新しい中学校に合わせた基準にしていく必要があると思う。今後、整理を行い、平成30年度中に委員会に諮りたい。</p>
委員	<p>6km以上になった場合にも、通学手段は記載されるのか。</p>
事務局	<p>現時点で基準の中には、徒歩や自転車等の手段の記載はなく、通常は徒歩が基本となっている。自転車通学の範囲などについては、学校で決める。仮に、通学バスを運行することになれば、別に基準が必要となる。</p>
<p><b>《採決》 全員挙手により原案のとおり承認</b></p>	

以上、会議の次第は、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市教育委員会教育長

大川市教育委員会委員